

令和元年 7 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和 62 年 12 月 25 日職福一 691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年 7 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 15 条関係 1 （略） 2 照度については、前項により、安衛則第 604 条及び事務所衛生基準規則第 10 条の規定の例による措置を講ずることとなるが、具体的には、 <u>日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年</u>	第 15 条関係 1 （略） 2 照度については、前項により、安衛則第 604 条及び事務所衛生基準規則第 10 条の規定の例による措置を講ずることとなるが、具体的には、 <u>日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年</u>

法律第185号) 第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。別表第3において同じ。) Z9110及びZ9125に定める照度を維持するよう努めるものとする。

3 (略)

別表第3 せん孔、タイプ等の打鍵作業及びチェーンソーその他の身体に振動を与える機械器具を使用する作業の管理基準

1 せん孔、タイプ等の打鍵作業の管理基準

(1) 打鍵作業の従事時間等

ア 打鍵作業時間は、1日300分以内とすること。

イ (略)

ウ キーパンチャーについては、作業時間の中途において同一室内で作業する者に対し、いっせいに10分以上15分以内の打鍵作業に従事しない時間を設けるようにすること。

エ (略)

(2) 作業環境等の管理

ア 原票の位置の照度は、且

法律第185号) 第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。別表第3において同じ。) Z9110及びZ9125に定める照度を維持するよう努めるものとする。

3 (略)

別表第3 せん孔、タイプ等の打鍵^{けん}作業及びチェーンソーその他の身体に振動を与える機械器具を使用する作業の管理基準

1 せん孔、タイプ等の打鍵^{けん}作業の管理基準

(1) 打鍵^{けん}作業の従事時間等

ア 打鍵^{けん}作業時間は、1日300分以内とすること。

イ (略)

ウ キーパンチャーについては、作業時間の中途において同一室内で作業する者に対し、いっせいに10分以上15分以内の打鍵^{けん}作業に従事しない時間を設けるようにすること。

エ (略)

(2) 作業環境等の管理

ア 原票の位置の照度は、且

本産業規格 Z 9 1 1 0 及び
Z 9 1 2 5 に定める照度と
し、照明又は採光の方法は
明暗の差が少なく、かつ、
まぶしさを感じさせないよ
うにすること。

イ 室温は、乾球温度摂氏 1
8 度を下らないように管理
すること。ただし、機械の
性質上やむをえない事由に
より、これによりがたい場
合において、膝掛毛布の使
用等により、作業者の保温
に十分配慮したときは、こ
の限りでない。

2・3 (略)

本工業規格 Z 9 1 1 0 及び
Z 9 1 2 5 に定める照度と
し、照明又は採光の方法は
明暗の差が少なく、かつ、
まぶしさを感じさせないよ
うにすること。

イ 室温は、乾球温度摂氏 1
8 度を下らないように管理
すること。ただし、機械の
性質上やむをえない事由に
より、これによりがたい場
合において、膝掛^{ひざ}毛布の使
用等により、作業者の保温
に十分配慮したときは、こ
の限りでない。

2・3 (略)

以 上